

令和5年 第5回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和5年3月31日(金)
午後5時30分から

- 1 福岡県議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施
 - 2 福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施
 - 3 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじの実施
 - 4 その他
 - (1) 次回以降の委員会日程について
 - 令和5年4月6日(木) 午後6時00分から
 - 令和5年4月9日(日) 午前10時00分から
- ※午後8時30分に開票所参集

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

1、2 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

※ くじに関する議案（2/20 委員会 議案第9号、第10号）の再掲

議案第9号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時30分から

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

○公職選挙法（抜粋）

（投票記載所の氏名等の掲示）

第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

2 （略）

3 第1項の掲示の掲載の順序は、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において行うくじで定める順序による。

○選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（抜粋）

第35条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議案第10号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行く。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行くものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）
（投票記載所の氏名等の掲示）
第175条
※ 議案第9号を参照

3 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじの実施

※ くじに関する議案（2/20 福岡市選挙管理委員会 議案第9号、第10号にて議決）

議案第9号

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

選挙区	場 所	日 時
東 区	福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
博多区	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
中央区	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
南 区	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
城南区	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
早良区	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
西 区	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から

(理由)

福岡市議会議員選挙公報発行規程第8条第3項の規定による。

(関係法令)

○福岡市議会議員選挙公報発行条例

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、掲載文の掲載を受けようとするときは、掲載文及び写真を添えて、当該選挙区に係る福岡市の区選挙管理委員会を經由して市委員会にその指定する期日までに文書で申請しなければならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

- 2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、市委員会がくじにより定める。
- 3 前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

○福岡市議会議員選挙公報発行規程

(掲載文の申請)

第2条 条例第3条の規定により、候補者が選挙公報への掲載の申請をしようとするときは、福岡市議会議員選挙公報掲載申請書(様式第1号)を当該選挙の期日の告示のあった日に、郵便によることなく当該選挙区に係る福岡市の区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)を經由して福岡市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第8条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。

- 2 前項のくじを、市委員会は区委員会に行わせることができる。
- 3 第1項のくじを行う場所及び日時は、市委員会が定め、あらかじめ告示する。
- 4 第1項のくじに立ち会う候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに、市委員会(第2項の規定によりくじを区委員会に行わせる場合は区委員会)にその旨を申し出なければならない。

議案第10号

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について、次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 くじは次の方法により、各区選挙管理委員会において行う。
 - (1) くじは、くじ棒により行う。
 - (2) 各候補者の立候補届出番号を当該候補者の固有番号とする。
 - (3) 選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号と同じ数値が記載されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
 - (4) 最初に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序2番とする。

以下、同様の方法により掲載順序を定める。
 - (5) 福岡市議会議員選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を掲載する。

以下同様の方法により政見等を掲載する区画を定める。

2 掲載を申請した候補者の数が7人以上の場合は第2面以降を使用することとし、各面に掲載する掲載文の数を次のとおりとする。

掲 載 申請者数	選挙公報 の 頁 数	各面への掲載数（各面6区画）			
		第1面	第2面	第3面	第4面
7	4	4	3	全面啓発記事	全面啓発記事
8	4	4	4	全面啓発記事	全面啓発記事
9	4	5	4	全面啓発記事	全面啓発記事
10	4	6	4	全面啓発記事	全面啓発記事
11	4	6	5	全面啓発記事	全面啓発記事
12	4	6	6	全面啓発記事	全面啓発記事
13	4	6	4	3	全面啓発記事
14	4	6	4	4	全面啓発記事
15	4	6	5	4	全面啓発記事
16	4	6	6	4	全面啓発記事
17	4	6	6	5	全面啓発記事
18	4	6	6	6	全面啓発記事
19	4	6	5	4	4
20	4	6	6	4	4
21	4	6	6	5	4
22	4	6	6	6	4
23	4	6	6	6	5
24	4	6	6	6	6

3 各掲載面の掲載文を掲載しない区画には、市選挙管理委員会において啓発記事を掲載する。

(理由)

福岡市議会議員選挙公報発行条例第4条第2項並びに同規程第8条第2項、第10条及び別記様式第5号備考2の規定による。

(関係法令)

○福岡市議会議員選挙公報発行条例

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、市委員会がくじにより定める。

3 (略)

○福岡市議会議員選挙公報発行規程

(掲載順序のくじ)

第8条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。

2 前項のくじを、市委員会は区委員会に行わせることができる。

3・4 (略)

(選挙公報の印刷)

第9条 選挙公報は、別記様式第5号により、掲載文の原稿を写真製版により、黒色で印刷する。

2 候補者は、選挙公報の体裁等について指定することができない。

(余白の利用)

第10条 選挙公報には、その余白を利用して選挙啓発のための標語又は棄権防止のための事項等を記載することができる。

様式第5号

第1面

年 月 日執行	選挙区 (定数 人)
福岡市議会議員選挙公報	福岡市選挙管理委員会
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)

備考 1 用紙は、新聞紙大のものとするが、掲載を希望する候補者の数により、用紙の大きさ及び体裁を変更することができる。

2 掲載を希望する候補者の数が7人以上である場合には、第2面以降を使用することができる。この場合の様式及び掲載の順序は、第1面の場合に準じるものとし、各面に掲載する掲載文の数は選挙のつど定める。